

令和4年(ワ)第21897号 損害賠償請求事件  
原告 開 沼 博  
被告 特定非営利活動法人 Our Planet-TV 外2名

## 弁論要旨

2025年3月28日

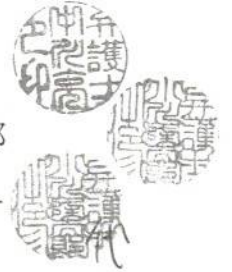
東京地方裁判所民事第1部合議1係 御中

被告特定非営利活動 Our Planet-TV 代理人

弁 護 士 中 川 亮

弁 護 士 小 川 隆 太 郎

上記復代理人弁護士 光 前 幸 一



本件記事が掲載された当時から、そして今でも、福島原発事故については、現地の経済復興、オリンピックの推進、原発の再稼働等の様々な事情により、原発事故被害の実相や実情等に関する自由な調査、発言が制約される状況にあります。

そのなかで提起された前訴裁判は、福島原発事故に関し多くの発言・活動をしている大学教員の開沼氏が、原発事故後の現地の実情に関する大学生の自発的な調査・情報発信活動を封じ、大学生がそのことに対して抗議の声を上げた事件と位置付けることができました。福島原発事故及びその影響をめぐる多様な意見形成及び自由闊達な議論環境のあり方を問いかけるもので、極めて公共性の高いテーマ性を有する事件だったのです。

開沼氏は、前訴裁判が提起された当時、既に公人的立場を有する人物でした。立命館大学講師の職にあり、福島原発事故が起きた年に大学の修士論文をまとめた書籍（『「フクシマ」論 原子カムラはなぜ生まれたのか』（2011年、青土社））

を出版して、世間から脚光を浴びました。開沼氏はその後、復興庁や経済産業省の委員を歴任し、国立研究開発法人である日本原子力研究開発機構の「広報」企画委員会委員(2018-)、東日本大震災・原子力災害「伝承」館上級研究員(2020-)、復興庁の持続可能な復興「広報」を考える検討会議構成員(2022-)などを歴任してきました。

さて、前訴裁判に至る経過には不可解な点があります。本件大学生が開沼氏らの許可を得て撮影した日本・ベラルーシ友好訪問団 2018 に関しては、様々なメディアが報じているだけでなく、準備会から懇親会のオフショットも含め、高校生(当時)を含めた参加者の姿がオンライン上に報告書として公開されています(乙ハ37号証)。参加者保護を理由に、本件大学生らに対してのみ写真の削除を求めるのは不合理と言わざるを得ません。本件大学生らに対する写真の削除要請には他の思惑があったことが推測されます。

福島原発事故の放射性物質による健康的影響をめぐっては「LNT派」と「閾値(しきいち)派」と2つの見解があります。Our Planet-TVは非営利の独立メディアとして、いずれの党派にも与することなく、福島原発事故問題について市民の知る権利に奉仕することを目的に、「閾値派」と「LNT派」との間の議論状況を客観的に継続して報道してきました。

政府から高い評価を受ける開沼氏は、「閾値派」の立場から放射線被曝による健康不安を口にする人々を「風評加害者」と呼称し、「風評被害」を払拭する役割を果たしてきました。開沼氏らの許可を得て参加した本件大学生が強く写真の削除を求められる理由は、本件大学生が「LNT派」であるとの疑いが後に生じたことから、「閾値派」のオピニオンリーダーである開沼氏が、「風評加害」を阻止すべく本件大学生に対して言論封殺を行ったものではないかと受け止められます。

したがって Our Planet-TV は、前訴裁判は、福島原発事故の評価、今後の福島復興、国の原発政策等をめぐる見解の違いを原因として、言論の抑圧事件として裁判にまで発展した初めてのケースであり、戦後最大の公害事件である福島原発事

故の暗部を象徴する事件として、公共性の極めて高い裁判と位置付け、その提訴記者会見の報道を行うこととしたものです。

その報道内容は、法律専門家の関与の下に作成された資料及び記者会見での発言に基づく報道であり、裁判例では、その事実が真実であると報道機関が信じることには相当の理由があると認められているものです（乙ハ34号証：東京地判令和6年12月26日判決）。公共性、公益目的性が存在する限り、報道機関に名誉毀損の責任が発生する余地はありません。

本件では、提訴記者会見記事のウェブ掲載後に、前訴裁判の敗訴判決が出ています。しかし、だからといって本件提訴会見記事をその後も継続的にウェブ掲載することが違法となり、記事の削除が必要となるとの解釈は取るべきではありません。事後的事由により報道の違法性が判断される結果となり、著しく法的安定性を害し、言論の萎縮をもたらします。むしろ、提訴記者会見から確定判決に至る事実の経過を社会的な記録と残しておくことが、報道の歴史的な役割としては重要なことと考えられます（乙ハ35号証の2：大阪高判平成20年10月31日判時2057号24頁）。

なお、Our Planet-TVは、前訴裁判については、高度に公共性を有するものであり、これに対する裁判所の評価・判断内容の当否を含めて、広く、公共に伝える価値のあるものと考えていました。しかし、Our Planet-TVが前訴判決の確定（甲16号証：令和4年2月16日判決言い渡し）を知る前に、開沼氏より強圧的言辞を用いた記事削除要求や高額な損害賠償請求がなされたため（甲17号証・20号証：令和4年3月2日通知書受領）、和解協議が行われるまで前訴裁判の確定判決について検討・掲載する機会を失っていたものです。

最後に、この裁判は、決してOur Planet-TVだけの問題ではないということを強調したいと思います。本判決の影響は日本全国、更に国際的にも波及することとなるでしょう。

貴裁判所には、市民が裁判という形で上げた声が、これからも報道され、社会に届くよう、そして多様な意見を踏まえた議論がなされる成熟した民主的社会が維持されるように、報道の自由及び言論の自由を守ることを求めます。この民主主義の危機と言われる現在において、次の世代に希望をつなぐ、そのような判決を期して本件の弁論を終わります。

以上